

## 資料 2 - ②

### 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）又は戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げる書面をいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し及び除かれた戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第 12 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第 12 条の 3 又は第 20 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第 10 条第 1 項（同法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定により前条第 2 号の証明書等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第 10 条の 2（第 2 項を除き同法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定により前条第 2 号の証明書等を請求する者

#### (登録ができる者)

第 3 条 本人通知制度の登録ができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により当該区が管理する住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により当該区が管理する戸籍に記載されている者（保存している除かれた戸籍を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者又は失踪の宣告を受けた者は、登

録の対象としない。

(登録の期間)

第4条 本人通知制度の登録の期間は、無期限とする。ただし、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面に係る登録期間については、登録した日の翌日（その日が12月29日から翌年の1月3日までに当たるときは1月4日。以下「登録開始日」という。）から起算して5年とする。

(登録の申請)

第5条 本人通知制度の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ本人通知制度登録申請書（様式第1号）により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する区長（以下「住民登録地等区長」という。）に登録の申請をしなければならない。

- (1) 住民登録がある又はあった区に申請する場合 住民登録がある又はあった区の区長
- (2) 本籍がある又はあった区に申請する場合 本籍がある又はあった区の区長
- (3) 前2号の条件をいずれも満たす場合 前2号に掲げるいずれかの区の区長

2 申請者は、前項の規定による申請を行う際に、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証、許可証その他区長が適当と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し又は提出することにより、当該申請を行っている者が本人であることを明らかにしなければならない。

3 第1項の規定による申請を代理人が行おうとするときは、当該代理人は、申請を行う際に、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ当該各号に規定する書類及び代理人の本人確認書類を提示し又は提出することにより、代理権限を有していること及び代理権限を有する本人であることを明らかにしなければならない。ただし、第1号に規定する書類については、登録の申請を行った区において、備え付けの公簿の記載等により法定代理人であることが確認できるときは、この限りでない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- (2) 任意代理人 委任の旨を証する書類

4 第1項の規定による申請については、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができる。この場合において、申請者は本人確認書類の写しを併せて提出することにより、当該申請を行っている本人であることを明らかにしなければならない。

(登録)

第6条 住民登録地等区長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、本人通知制度登録者名簿（様式第2号、様式第2号の2。以下「登録者名簿」という。）に申請者の氏名、住所、登録年月日その他必要な事項を登録するものとする。

2 住民登録地等区長は、前条第1項第3号の規定による申請があった場合において、前項の規定による登録をしたときは、他の住民登録地等区長（以下「登録関係区長」という。）に当該登録をした日に同項に規定する事項を通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた登録関係区長は、その内容を審査し適当と認めるときは、当該通知があった日に、登録者名簿に申請者の氏名、住所、登録年月日その他必要な事項を登録するものとする。

(登録完了通知)

第7条 住民登録地等区長は、前条第1項及び第3項の規定により登録者名簿に登録を行ったときは、本人通知制度登録完了通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第8条 登録者は、登録者の氏名、住所、本籍及び次条の規定による通知書の送付先（以下「送付先」という。）に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、本人通知制度登録事項変更兼廃止申請書（様式第4号）により、住民登録地等区長に申請しなければならない。ただし、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書に係る登録者の氏名又は住所の変更については、この限りでない。

2 第5条第2項から第4項まで及び第6条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 住民登録地等区長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、登録者名簿における当該事項を変更し又は廃止するものとする。

4 住民登録地等区長は、前項の規定による変更又は廃止を行ったときは、本人通知制度登録内容変更完了通知書（様式第5号）により、登録者にその旨を通知するものとする。

5 住民登録地等区長は、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書に係る登録者の氏名又は住所に変更があったことを知ったときは、登録者名簿の当該事項を変更するものとする。

6 住民登録地等区長は、前項に規定する住民票の写し等以外の住民票の写し等に係る登

録者の氏名、住所、本籍及び送付先に変更があったことを知ったときは、本人通知制度変更申請書提出依頼通知書（様式第6号）により、登録者に第1項の規定による申請をするよう依頼するものとする。

（登録者への通知）

第9条 住民登録地等区長は、登録開始日以後に、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、住民票の写し等交付に係る通知書（様式第7号）により、登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、住民登録地等区長が当該請求について特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 証明書の交付年月日
- (2) 交付した証明書の種別
- (3) 交付した証明書の通数
- (4) 交付申請者の種別（第三者・代理人・職務上請求）

（登録期間の満了）

第10条 第4条ただし書に規定する住民票の写し等に係る登録期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、当該登録期間の満了する日の3月前から満了の日までの間に、第5条第1項の規定による申請を行わなければならない。

2 住民登録地等区長は、第4条ただし書に規定する住民票の写し等に係る登録期間が満了する日の1月前までに、本人通知制度登録期間満了通知書（様式第8号）により、登録者に登録期間が満了する旨を通知するものとする。ただし、前項の規定による申請が行われているときは、この限りでない。

（登録の廃止）

第11条 住民登録地等区長は、次のいずれかに該当するときは、登録を廃止するものとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による登録期間が満了したとき（前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときを除く。）。
- (2) 第8条第1項の規定による廃止の申請があったとき。
- (3) 第8条第6項の規定による通知書が登録者に到達した日から3月経過しても、同条第1項の規定による申請がされないとき。
- (4) 第8条第6項、第9条第1項又は第10条第1項の規定による通知書が返戻されたとき。
- (5) 登録者が国外に転出したとき。
- (6) 登録者が死亡し又は失踪の宣告を受けたとき。

- (7) 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、登録者の住民票が職権により消除されたとき。
  - (8) 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 34 条第 1 項の規定により、登録者の消除された住民票又は除かれた戸籍の附票の保存期間が満了したとき。
  - (9) その他特に登録を廃止する必要があると認めるとき。
- 2 住民登録地等区長は、前項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号の規定により登録を廃止したときは、本人通知制度登録内容廃止完了通知書（様式第 9 号）により、登録者にその旨を通知するものとする。

（文書の保存）

第 12 条 この要綱の規定に基づき作成し又は取得した文書の保存期間については、次に定めるところによる。

- (1) 登録者名簿 常用
- (2) その他この要綱の規定に基づき作成し又は取得した文書 作成し又は取得した日の属する年度の翌年度から起算して 3 年

（実施の細目）

第 13 条 この要綱に規定するもののほか、本人通知制度の実施について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。